

令和6年10月1日発行

まちづくりだより

第98号

船橋市建設局都市整備部

飯山満土地区画整理事務所

TEL 047-469-8511

FAX 047-469-8500

E-mail hasama@city.funabashi.lg.jp

1. 土地区画整理審議会委員の改選について

日頃より、飯山満地区土地区画整理事業にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

土地区画整理事業の諮問機関として設置されている「飯山満地区土地区画整理審議会」は、審議会委員の任期が令和6年9月16日（月）に満了となるため、審議会委員の改選の手続きを進めてきました。

その結果、立候補者が委員定数8名を超えなかったため、選挙人名簿に記載された候補者のうちから8名を当選人と決定しました。

また、市長が学識経験者2名を選任し、以下合計10名の方に審議会委員としてご協力いただくことになりました。

土地区画整理審議会委員の任期は5年間（令和6年9月17日から令和11年9月16日まで）です。土地区画整理審議会の中で、仮換地指定や換地計画の作成等について審議しながら、事業を進めてまいります。

◎船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理審議会委員（敬称略・順不同）

氏名	選出条項
吉野 崇治	権利者
近藤 幸廣	権利者
近野 勝広	権利者
三橋 栄	権利者
林 孝市	権利者

氏名	選出条項
近藤 政行	権利者
林 清人	権利者
櫛田 直樹	権利者
田中 亨	学識経験者
松重 達則	学識経験者

2. その他

◎本地区における建築制限について

土地区画整理事業施行区域内の土地に建築物等を建築しようとする場合や土砂等を搬出入しようとする場合は、土地区画整理法第76条の規定により制限があり、市長の許可が必要になります。

また、本地区の地区計画区域内の土地に建築物を建築しようとする場合等は、「地区計画の区域内における行為の届出書」の提出が必要となります。

◎飯山満土地区画整理事務所からのお願い

土地区画整理事業施行区域内の土地について、売買、または相続等で所有権が代わった場合や引越し等により住所が変更になった場合は、当事務所までご連絡くださいますようお願いいたします。

また、事業に関する疑問やご質問などがございましたら、お気軽に飯山満土地区画整理事務所へご連絡下さい。